

中央区特別職報酬等審議会条例

昭和三十九年七月一日

条例第三十九号

(設置)

第一条 区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額並びに区議会における会派又は議員に対する政務活動費の額（以下「議員報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の附属機関として、中央区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(意見の聴取)

第二条 区長は、議員報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(組織)

第三条 審議会は、中央区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員十人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の選任・権限)

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 審議会は、区長が招集する。

(定足数)

第七条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、区長が定める。